

軽費 A 型

軽費老人ホーム「サンライフ日吉台」利用徴収規定

事務費 令和6年4月改正
生活費 令和8年8月改正

1. 基準

対象収入による階層区分		利 用			
		生活費	事務費	11月～3月 冬期加算	合計
1	1,500,000円以下	60,144	10,000	2,150	72,294
2	1,500,001円～1,600,000円	60,144	13,000	2,150	75,294
3	1,600,001円～1,700,000円	60,144	16,000	2,150	78,294
4	1,700,001円～1,800,000円	60,144	19,000	2,150	81,294
5	1,800,001円～1,900,000円	60,144	22,000	2,150	84,294
6	1,900,001円～2,000,000円	60,144	25,000	2,150	87,294
7	2,000,001円～2,100,000円	60,144	30,000	2,150	92,294
8	2,100,001円～2,200,000円	60,144	35,000	2,150	97,294
9	2,200,001円～2,300,000円	60,144	40,000	2,150	102,294
10	2,300,001円～2,400,000円	60,144	45,000	2,150	107,294
11	2,400,001円～2,500,000円	60,144	50,000	2,150	112,294
12	2,500,001円～2,600,000円	60,144	57,000	2,150	119,294
13	2,600,001円～2,700,000円	60,144	64,000	2,150	126,294
14	2,700,001円～2,800,000円	60,144	71,000	2,150	133,294
15	2,800,001円～2,900,000円	60,144	78,000	2,150	140,294
16	2,900,001円～3,000,000円	60,144	85,000	2,150	147,294
17	3,000,001円～3,100,000円	60,144	93,000	2,150	155,294
18	3,100,001円～3,200,000円	60,144	101,000	2,150	163,294
19	3,200,001円～3,300,000円	60,144	109,000	2,150	171,294
20	3,300,001円以上	60,144	111,100	2,150	173,394

2. 上記の利用料は厚生労働省の通知により改定することがあります。
3. 利用料には、個室の電気料金その他特別なサービスに要する費用はふくまれていません。
4. 月の途中で入所した者のその月の生活費は、在籍日数に基づく日割り計算とします。
事務費については途中退居に拘わらず1か月分いただきます。

注（１）この表における「対象収入」とは前年の収入〔社会通念上収入として認定すること
適当でないものを除く〕から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除し
の収入をいいます。

注（２）夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し必要経費を控
合計額の２分の１をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が１５０万円以下に該
る場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表から３０％減額した額
本人からの事務費徴収額（月額）とします。この場合１００円未満は切り捨てとし

社会福祉法人 山口向陽会
軽費老人ホーム サンライフ日吉台
理事長

